住　宅　用　家　屋　証　明　申　請　書

租税特別措置法施行令
- （イ）第４１条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - （ａ）新築されたもの
 - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - （ｃ）新築されたもの
 - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - （ｅ）新築されたもの
 - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）
 - （ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - （ｂ）（ａ）以外

該当するものを〇印で囲むこと。

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和　　年　　月　　日

宇美町長　　殿

窓口申請者　　住　所

法人名及び氏名

申請者　　住　所

氏　名

所在地	糟屋郡宇美町
建築年月日	年　月　日
取得年月日	年　月　日
取得の原因 **（移転登記の場合に記入）**	（１）売買　　（２）競落
申請者の居住	（１）入居済　　（２）入居予定
床面積	㎡
構造	造
区分建物の耐火性能	（１）耐火又は準耐火　　（２）低層集合住宅
工事費用の総額 **（（ロ）（ａ）の場合に記入）**	円
売買価格 **（（ロ）（ａ）の場合に記入）**	円

＜添付書類＞

租税特別措置法施行令	(ｲ)第41条	**共通して必要なもの**	□建築確認申請書の写し □登記申請書の写し □各階平面図 □住民票の写し
		特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外	
		(a)　新築されたもの	（共通して必要なもののみ）
		(b)　建築後使用されたことのないもの	共通して必要なもの及び □家屋未使用証明書 □所有権譲渡証明書
		特定認定長期優良住宅	
		(c)　新築されたもの	共通して必要なもの及び □特定認定長期優良住宅認定通知書の写し
		(d)　建築後使用されたことのないもの	共通して必要なもの及び □家屋未使用証明書 □所有権譲渡証明書 □特定認定長期優良住宅認定通知書の写し
		認定低炭素住宅	
		(e)　新築されたもの	共通して必要なもの及び □低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し
		(f)　建築後使用されたことのないもの	共通して必要なもの及び □家屋未使用証明書 □所有権譲渡証明書 □低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し
	(ﾛ)第42条1項 建築後使用されたことがあるもの	(a)　第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの	□売買契約書の写し又は登記原因証明書の写し □登記簿謄本（新築年月日記載）の写し □住民票の写し □増改築等工事証明書
		(b)　(a)以外	□売買契約書の写し又は登記原因証明書の写し □登記簿謄本（新築年月日記載）の写し □住民票の写し

※いずれの場合も、未入居の場合は申立書及び現住家屋の処分方法がわかる書類が必要です。

＜備考＞

1．租税特別措置法施行令は、（イ）又は（ロ）のうち該当するものを○印で囲み、（イ）を○印で囲んだ場合は、さらに（ａ）から（ｆ）のうち該当するものを、（ロ）を○印で囲んだ場合は、さらに（ａ）又は（ｂ）のうち該当するものを○印で囲むこと。
2．「建築年月日」の欄は、（ｂ）、（ｄ）又は（ｆ）を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
3．「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、（ａ）、（ｃ）又は（ｅ）を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
4．「取得の原因」の欄は、上記（イ）（ｂ）、（ｄ）若しくは（ｆ）又は（ロ）を○印で囲んだ場合に限り、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲むこと。
5．「申請者の居住」の欄は、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲むこと。
6．「構造」の欄は、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載すること。
7．「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、（１）を○印で囲むこと。
8．「工事費用の総額」の欄は、（ロ）（ａ）を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第４２条の２の２第２項第１号から第７号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
9．「売買価格」の欄は、（ロ）（ａ）を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

住　宅　用　家　屋　証　明　書

租税特別措置法施行令
- （イ）第４１条
 - 特定認定長期優良住宅以外
 - （ａ）新築されたもの
 - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - （ｃ）新築されたもの
 - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - （ｅ）新築されたもの
 - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）
 - （ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - （ｂ）（ａ）以外

該当するものを〇印で囲むこと。

の規定に基づき、下記の家屋　令和　　年　　月　　日 {（ハ）新　築 / （ニ）取　得} がこの規定に該当するものである旨の証明をします。

申　請　者　の　住　所	
申　請　者　の　氏　名	
家　屋　の　所　在　地	
家　　屋　　番　　号	
取得の原因（移転登記の場合）	（１）売買　　（２）競落

令和　　年　　月　　日